

大和ハウスグループ GLTD制度 (収入サポート制度)

GLTD制度とは…皆さまが万が一、病気・ケガにより長期間仕事ができなくなり、会社に復帰できず、やむなく退職した場合でも、最長60才まで収入の一部を補償する制度です。 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

長期間働くことができないと、ご自身だけでなくご家族も困ります。

もしも病気やケガで
長期間働けなくなって
しまったら
会社からの収入が
無くなります。



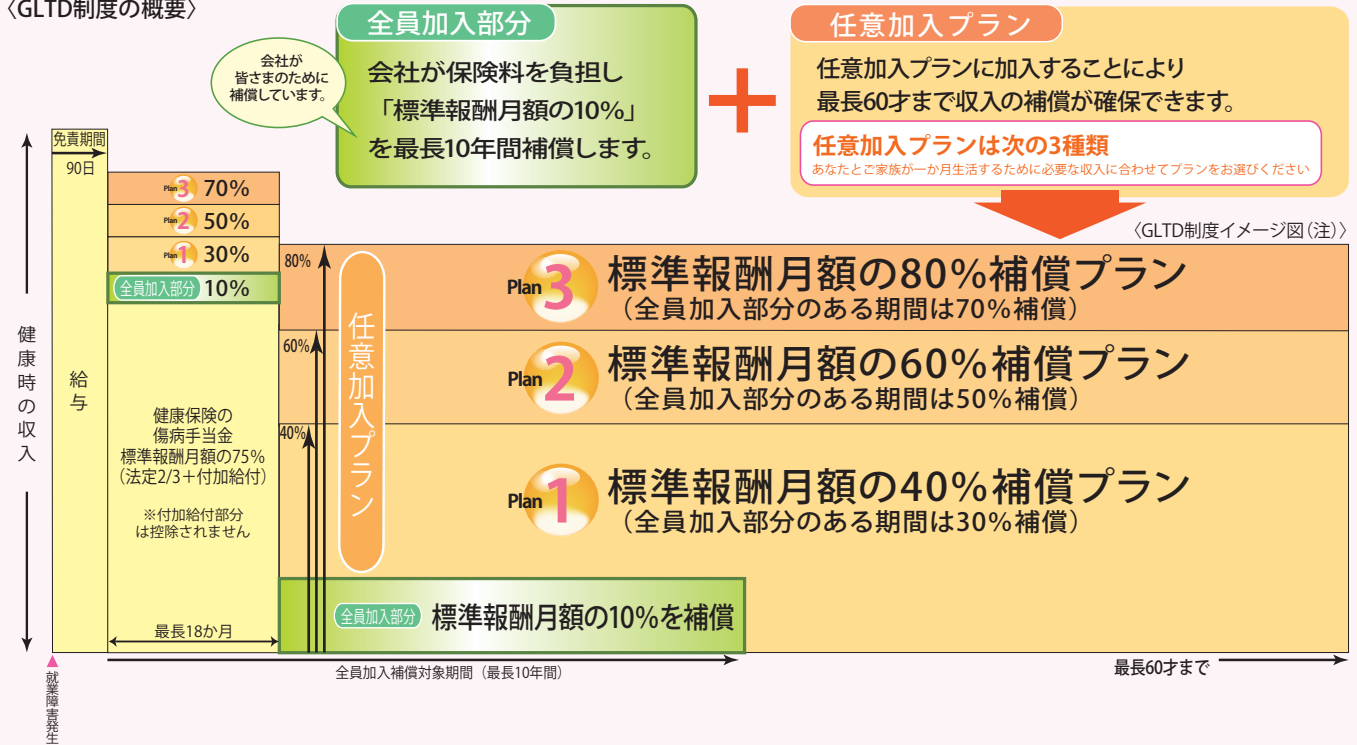
社会保険労務士
藤田久子さんの
インタビュー



今すぐ
チェック!

上記をスマートフォン等で
読み込みアクセスしてください。
(通信料がかかります)

<GLTD制度の概要>



●健康保険の傷病手当金等公的給付(※1)を受給している場合、保険金は調整して支払われます。(※1)公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。●「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットしています。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされている団体契約のため、女性は「妊娠特約あり」、男性は「妊娠特約なし」となりそれ以外はお選びいただけません。●精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長3年間となります。●全員加入部分のてん補期間については、50才未満の方は「最長10年間」、50才以上60才未満の方は「最長60才まで」か「3年間」のいずれか長い方の期間となります。任意加入プランのてん補期間については、60才に達した日(※2)の属する事業年度の末日までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。(※2)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。●一時的復職日数は7日となります。
(注)このパンフレット記載のイメージ図はGLTD制度の概要をご理解いただくためのものです。実際の休暇制度等の詳細は就業規則等関連規程にてご確認ください。

特長 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社の皆さまのみが加入できる独自の福利厚生制度です。

- 1 会社加入部分**
会社が皆さまのために、保険料を負担して標準報酬月額の10%を最長10年間補償します。
- 2 最長60才まで補償** (任意加入プラン)
会社に復帰できず、やむなく退職した場合でも、収入の補償は最長60才まで継続されます。(就業障害が残り、保険金支払条件を満たす場合)
- 3 メンタルによる就業障害**
うつ病等、精神障害による就業障害の場合は、最長3年間の補償となります。
- 4 保険料が割引**
団体契約のため団体割引30%が適用されます。
- 5 年末調整の対象**
年末調整の際に、介護医療保険料控除の対象となります。

年に一度の
募集です!

- 申込期間 ○2024年7月1日(月)～2024年7月31日(水)
※WEBでお申込みください。
- 加入資格 ○大和ハウス・アセットマネジメント株式会社と正式な雇用関係のある職員、試雇社員(健康保険の対象とならない従業員を除きます。)のうち、2024年10月1日時点の満年齢が59才以下の告知日時点で正常に勤務している方。
- 保険料 ○保険料は、団体割引30%(被保険者数10,000名以上)適用でご加入いただいた場合の保険料です。なお、募集後にご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)等により、保険料が変更となる場合があります。
※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続してご加入いただける自動継続契約です。次年度以降、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時点の被保険者の年齢・保険料率と標準報酬月額等により、変更となる場合がございます。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 保険期間 (ご契約期間) ○全員加入部分 …… 2024年10月1日午後4時から1年間
任意加入プラン …… 2024年10月1日午後4時から1年間
- 保険料引落日 ○保険料を給与から控除します。第1回目の保険料引落は2024年10月の給与からです。
- 税金の取扱い ○払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
◎保険料控除の取扱い / 2024年5月現在

- 健康状態告知書質問事項の回答内容や申告事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申告していただきます。正しく申告していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

- WEBについてのお問合わせは、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社までお問合わせください。

050-3460-1013

- GLTD制度についてのお問合わせ、任意加入プランの申込方法など
アフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問合わせください。

0120-257-522

携帯電話からもご利用いただけます。
受付時間 9:00-17:00(祝日を除く月～金)

お問合わせ先

保険商品正式名称
団体長期障害所得補償保険

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社:分担割合80%)
東京海上日動火災保険株式会社(非幹事会社:分担割合10%)
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事会社:分担割合10%)

取扱代理店
大和ハウスインシュアランス株式会社(幹事代理店)
〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXU BUILD 10階
ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社
〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENTオフィスタワー 24階

この保険は大和ハウス工業株式会社を保険契約者とし、大和ハウス・アセットマネジメント株式会社と正式な雇用関係のある職員、試雇社員(健康保険の対象とならない従業員を除きます。)を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(大和ハウス工業株式会社)に交付されます。この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。